

秋田市訓令第 8 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の (1) の表中「1 級13号俸」を「1 級17号俸」に、「1 級17号俸」を「1 級21号俸」に改め、別表第 4 の (2) の表中「1 級17号俸」を「1 級21号俸」に、「1 級21号俸」を「1 級25号俸」に改める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。